

平成25年(ワ)第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

2016(平成28)年5月17日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 中野直樹

本日、原告らは、被告らの責任に関わる準備書面(39)(40)(41)(42)を陳述しました。

このうち、長期評価の信頼性について主張する準備書面(40)については、先ほど久保木弁護士がその概要を述べました。私は、主として準備書面(39)、(41)の趣旨を述べます。

1 経済産業大臣の規制権限行使の在り方

本件で問題となっている被害法益は、生命、健康という不可侵の権利であり、規制される側の不利益が事業者の経済的利益や負担にすぎないことから、筑豊じん肺訴訟最高裁判決が示した規制権限不行使の違法性の判断枠組みによるべきです。そして、原子炉による災害を防止するという原子炉等規制法・電気事業法の趣旨・目的や、伊方原発訴訟最高裁判決から導かれる、万が一にも深刻な災害が発生しないようにするために最新の科学技術水準へ即応させるべきという観点から、電気事業法39条が技術基準に関する規制権限を経済産業大臣に委任した趣旨をとらえるべきです。経済産業大臣は、原子力発電所の安全設計に関する思想の発展や、地震及び津波に関する知見の進展など日進月歩の科学・技術に即

応し、「適時にかつ適切に」規制権限を行使することが求められるのです。（39）

2 国がとってきた津波対策の規制

本件事故まで、原子力発電所における津波に対する防護策は、国によって、唯一、津波が主要建屋敷地高さを超えないことによって確保されるものとされており、技術基準省令62号において敷地高さを超えて浸入する津波に対する防護措置は明示的に定められていませんでした。（39）、（41）

3 津波知見と詳細な津波計算技術の進展

（1） 久保木代理人が述べたとおり、本件訴訟における津波知見をめぐる最大の争点は、2002年7月に、国の地震調査研究推進本部が「長期評価」を発表したにもかかわらず、被告らが、原子力発電所における津波対策として「長期評価」を意図的に無視したことに合理性があるかどうか、です。（40）

（2） 実は、長期評価が発表されるに先立ち、国は、津波対策として、1997年3月の建設省等「4省庁報告書」、1999年3月国土庁「津波浸水予測図」を発表していました。この2つの報告書は目的を異にするものですが、①津波シミュレーションのためには、適切な波源モデルの設定と津波伝播計算の技術が必要であることが確認されたこと、②4省庁報告書では「想定し得る最大規模の地震・津波」対策の必要性が打ち出されたこと、が大事です。この2つの津波知見に基づいて福島第一原子力発電所における津波予測を行えば、敷地高を超える津波の襲来があり得ること、したがって敷地高を超える津波対策を行っていないことが原子力の安全確保の不備となり得ることを認識することが十分に可能でした。

もっともこの2つの津波知見の段階では、波源モデルの設定においても、津波計算の技術においても概略的把握で、誤差の幅があったことから、より正確

な、①津波シミュレーションをするための波源モデルの設定と、②計算技術の2つの要素の研究が課題となりました。(41)

(3) 2002年は津波シミュレーションについて、科学的知見・技術が画期的に進歩した年でした。

1つは、2002年2月に発表された土木学会・津波評価部会「津波評価技術」による適切な津波伝播計算の技術の進歩です。東京電力は、早速この年3月に、津波評価技術を用いて、福島第一原子力発電所における津波推計を行いました。この「2002年推計」は、1938年に発生した塩屋崎沖地震が現に発生した福島県東方沖に波源を設定して計算をしたものでした。その結果従前の想定津波より高くなり、O. P. +4メートルの海水系ポンプが機能喪失する危険性が明らかになったことから、東京電力は対策工事を行い、3月中に国に報告し、その確認を得ています。(41) この点で、東京電力も国も津波推計の見直しの必要性を認識したのです(しかし、この東京電力の推計は、日本海溝寄りの津波地震については、三陸沖と房総沖にしか想定しないという点で、波源モデルの設定において限界をもつものでした。)

その後である7月に「長期評価」が発表されました。この長期評価は(日本海溝寄りではどこでも津波地震が発生し得ることを明らかにしており)適切な波源モデルの設定という点から画期的な知見でした。

この画期的な2つの科学的知見・技術を得たことにより、本件訴訟で証言した都司証人、千葉訴訟で証言した島崎証人、佐竹証人は声を揃えて、2002年の夏の時点で、福島第一原子力発電所において、詳細な津波推計を行うことが可能かつ容易であったこと、これを行えば、その後に東京電力が行った「2008年推計」、すなわち福島第一原子力発電所敷地南で最大5メートル超える津波、建屋立地点において2メートル程度超える津波が襲来することになることが明らかになったことを指摘しました。(41)

4 経済産業大臣の予見可能性と権限行使の必要性

以上述べた、波源モデルについての津波知見と詳細な津波計算技術の進展を受けて、経済産業大臣は、2002年において、福島第一原子力発電所の敷地高を超える津波襲来の可能性があることを認識できたこと、したがって、すみやかに、福島第一原子力発電所の原子炉の安全を確保するための施設を津波から防護するための措置をとる必要性を認識できたこと、そのために、福島第一原子力発電所の立地において、長期評価に基づき適切に波源の設定を行い、詳細な津波推計を行う必要があることを認識できたのです。

このことは、それまで主要原子炉施設の敷地高を超える津波対策は考慮しなくてもよいとしていた基本設計の考えを根底から覆す津波知見が形成されたということですから、経済産業大臣は、すみやかに、電気事業者に対し、各原子力発電所において、波源設定を長期評価に依拠して、詳細な津波推計を実施することを義務づけ、かつ推計される津波を基準に、津波から重要な安全施設を防護するために必要な対策工事を講ずることを義務づけるべきであったのです。(41)

5 結果回避可能性があったこと

原告らは、元東芝の社員で、原子力施設の基本設計を担当してきた渡辺敦雄氏の技術的意見書を提出しました。この意見書は、仮に福島第一原子力発電所の敷地高を2メートルを超える津波が襲来したときに備えて、非常用電源設備等及び海水を使用して原子炉を冷却し続けるための設備を防護するとした場合、そのための対策工事内容と工期について技術的見地からの意見を述べるものです。意見書は、非常用電源設備等について、多重防護を徹底する立場に立って、第1に非常用電源設備等が設置されていたタービン建屋への浸水防止対策や重要機器が設置されている機械室への浸水防止対策をとること、第2に、津波に対し非常用電源設備等の独立性・多重性・多様性の確保の点からガスタービン発電機・配電盤等の高所配置対策をとること、第3に、交流・直流電源車等の代替電源設備を確

保することが可能であり、これらを2006年に工事着工すれば、遅くとも2009年までにすべての工事を完了させることが可能であった、と述べています。さらに同意見書は、敷地を2メートル超える対策をとっておけば、万が一、5メートルを超える津波となったとしても防護能力があったとの技術的意見を述べています。

東京電力が、渡辺意見書が述べる多重防護の考えに立った諸対策をとっていれば、本件津波から原子炉を冷却し続ける機能を防護し、本件炉心熔融事故を回避することが可能であったのです。(39)

6 経済産業大臣の適時にかつ適切な規制権限行使があれば本件事故を防げたこと

経済産業大臣が、2002年夏以降、適時にかつ適切に4で述べた、敷地高を超える津波対策の法規制を行えば、福島第一原子力発電所の立地において「2008年推計」と同様の結果が得られることとなります。「2008年推計」は、福島第一原子力発電所敷地南で最大5メートル以上、建屋立地点で2メートル程度を超える津波の襲来の可能性を明らかにしたものです。そして、遅くとも2006年までに東京電力が5で述べた諸対策に着手して工事を実施していれば本件事故は回避されたのです。

ところが、経済産業大臣は、長期評価を意図的に無視し、原子力発電所の立地において、長期評価に基づいて波源モデルの設定をした詳細な津波推計をすること自体を行わず、津波対策を全く見直しませんでした。何もしないでにおいて、本件津波は予見できなかった、あるいは本件津波は巨大すぎて事故を防げなかったという国の主張はあまりに無責任なものであり、深刻な原子炉災害に苦しみ続けている原告らをはじめとする被害者の心を逆なでするものであります。

以上